

北谷町住居表示ニュース 第2回

北谷町ではわかりやすい住所となるよう住居表示制度を導入することになりました。この制度を皆様へ知って頂くため、“北谷町住居表示ニュース”として不定期配信していきます。

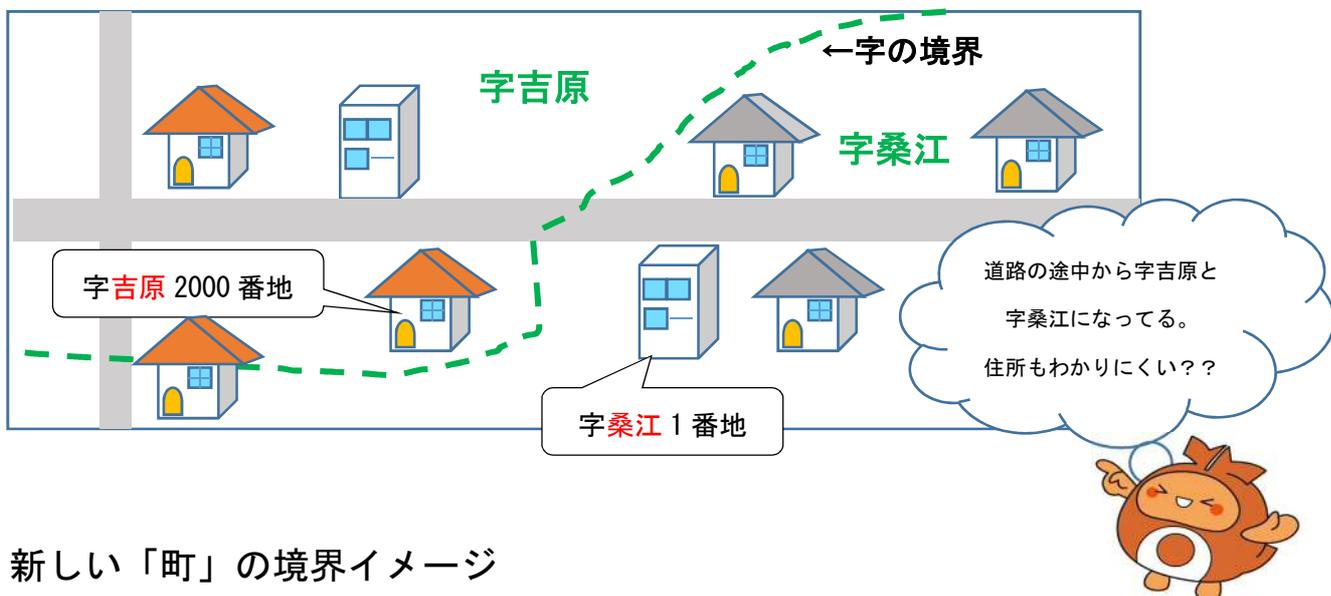
～住居表示 Q and A～

Q1. 町界（まちかい）ってなに？

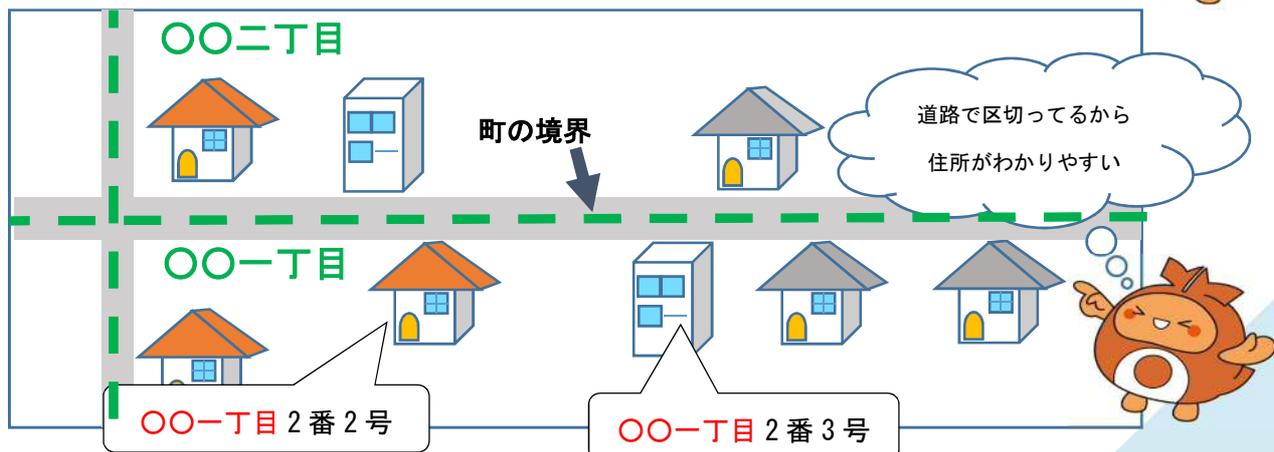
A1. 町（まち）とは、現在の「字^{あざ}〇〇」に変わる「〇〇一丁目」などの新しい地域の単位を言い、町界とは町と町の境界のことを指します。住居表示では町の境界を道路や河川などの恒久的施設で区切るため、町の境界がわかりやすくなります。

また、この場合の町とは、「北谷町」と隣接する市町村の境界のことではありません。

現在の「字」の境界イメージ



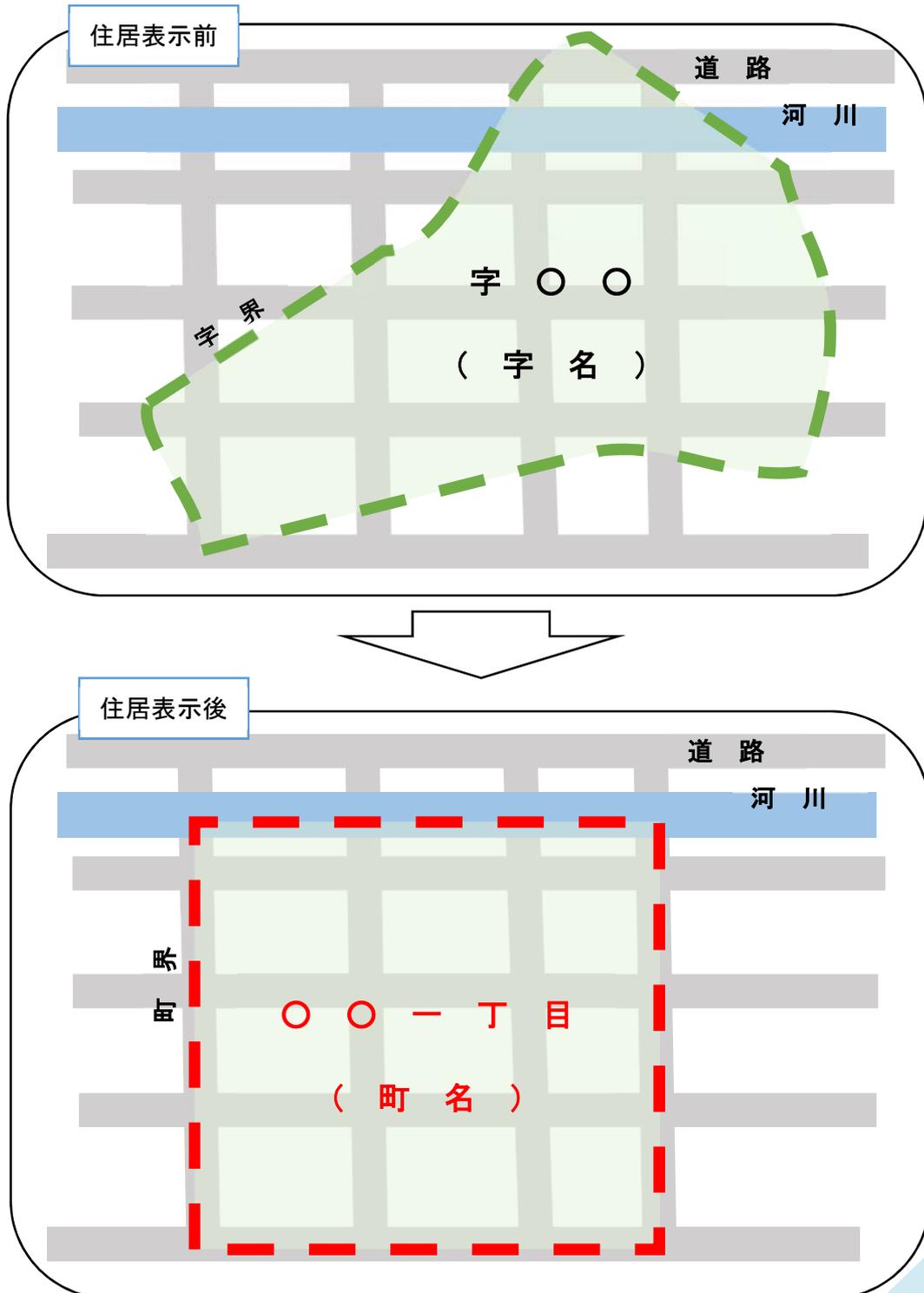
新しい「町」の境界イメージ



Q2. 町名（まちめい）ってなに？

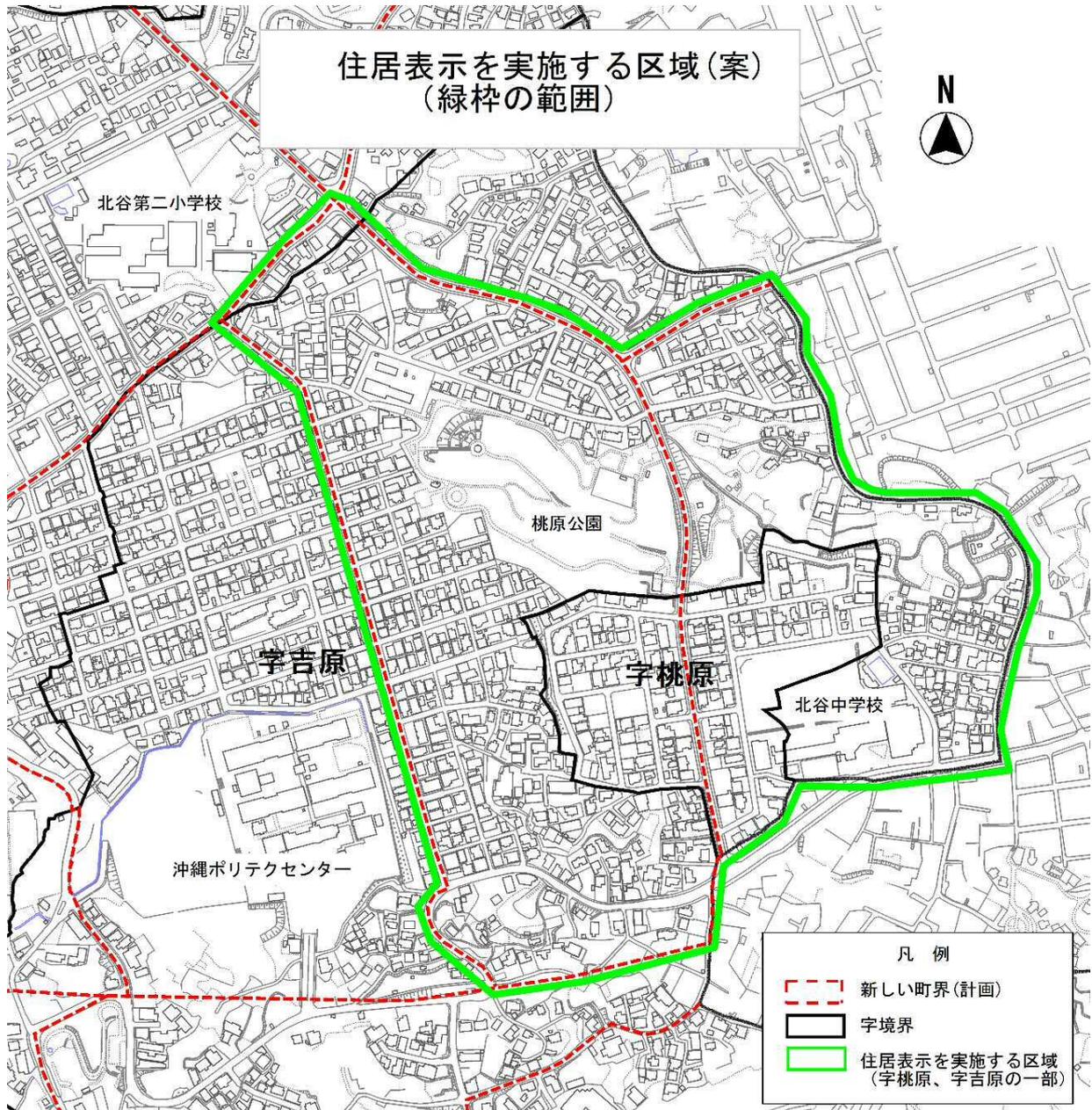
A2. 住居表示を実施することで、町界が道路や河川で区切られます。その町界で区切られた地域につける名前で、「〇〇一丁目」などの名称でつけられます。住居表示を実施すると「字〇〇」が「△△一丁目」などの名称に変わります。

例：丸の内一丁目（東京都千代田区）、仲宗根町（沖繩市）
まるのうちいちちようめ なかそねちよう



平成 30 年 12 月の住民説明会について

住居表示を実施する区域にお住まいの方を対象に、制度の内容をご理解いただくため、住民説明会を行いました。



日時：平成 30 年 12 月 21 日(昼)、27 日(昼・夜)の計 3 回

場所：北谷町役場レセプションホール

内容：1. 住居表示の制度について

2. 住居表示を実施後の免許証などの住所変更の手続きについて

3. 実施する区域について

平成 30 年 12 月の説明会で上がったご意見・ご質問

ご意見・ご質問	回答
実施する区域の名前は変わるの？	これから決めますが、町ごとに名前が変わることになります。
町界について、道路を境界線にする必要があるの？	住居表示はだれにとってもわかりやすいことが求められます。大きな道路という地物を境界とすることで分かりやすいものとなります。北谷町では住所をわかりやすくすることで初めての来訪者でもわかりやすい住所を目指すため大きな道路で区切ることを基本にしています。
公民館の名前も変わるの？	住所が変わるだけで、公民館の名前は変わりません。
「吉原」という名前はなくなるの？	現在の「吉原」という地域が広いため、住居表示を行うことで名前を残すにも何処を残すのかというのが違和感があるため、消える可能性はあります。 ただし、新しい町名に地域になじみのない名前を付けることは考えておりません。
住居表示を実施すると運転免許証などの変更する手続きの手数料は個人負担？	住居表示に伴う住所変更の手続きの手数料は基本的に免除になります。
変更する手続きの期限はあるの？	特に期限はありません。町の発行する手帳類は有効期限などがある場合、更新の際に行うことも可能です。また、身分証明となる運転免許証などは早めに手続きを行うことをお勧めします。

今後も引き続き説明会を開催してまいります。また、住居表示の説明のご要望がありましたら、下記までご連絡ください。

第 2 回 北谷町住居表示ニュース 令和元年 5 月

お問い合わせ
北谷町役場都市計画課計画係
直通：098-982-7703
FAX：098-926-2174